

# 政治倫理条例の「請求権」を 閉ざすことは許されません

市民の疑惑解明を求める「調査請求」により、「口利き禁止」など政治倫理確立に大きく貢献

市民の率直な意見で「改悪」を食い止めましょう

署名数200分の1から  
50分の1では、「調査請求」は  
事実上、不可能に！

現在、市民が不正の疑惑のある市議の「調査請求」を政治倫理審査会に求める署名数は、「有権者の200分の1」です。ところが、「議会活性化(特別)委員会」では、署名数を「50分の1」に引上げ、署名期間を30日以内とする改悪案を日本共産党の反対を押し切り多数決で採決。3月議会に提案する予定でした。改悪されれば、署名数は、現在の約2900人から、4倍の約1万1700人分必要となり、調査請求は、事実上できなくなります。7つの女性団体やくまもと・市民オンブズマンなどによる「市民の権利を奪う条例改悪は止めて！」との抗議行動が起こり、3月議会への提案が見送られました。

竹内重年政治倫理初代審査会長

『濫用はされておらず、  
改正の正当な理由はなく、  
変える必要はない』と明言

20年前に、市議会からの依頼で、政治倫理条例を起草し、初代審査会長を務めた竹内重年弁護士(元熊本大学教授)は、「地方自治法に規定する直接請求と同じく署名数を50分の1とするのは、市民の調査請求権を奪う行為であり、条例が死んだに等しくなります。濫用もされておらず、改正の正当な理由はなく、変える必要はありません」と明快です。

「市民の権利」にかかわる  
重大な問題

政治倫理条例の『改正』案について、4月2日から1ヶ月間、市民の意見を聴く「パブリックコメント」が下記の要領で行われます。その結果を受けて、検討し、6月議会に提案の予定です。『市民の権利』に係わる問題であり、議会は、市民の意見を十分に聴き、合意と納得の上で進めることが大切です。市民のみさんの率直な意見で、『改悪』を食い止めましょう。



## 全国に先駆け、全会派一致で成立

熊本市政治倫理条例は、市議会が、竹内重年熊本大学教授(当時)など専門家に起草を依頼し、議員提案により、1990年第1回定例会で、全会派一致で成立しました。

議員及び市長の遵守すべき「倫理基準」(地位利用による私的利益の追求を防ぎ、職務に関し、不正の疑惑をもたれる行為をしないこと等)を規定。市民の「調査請求」に基づき、「倫理基準」違反の有無を「政治倫理審査会」が審査する「疑惑解明方式」です。

## 「200分の1」には、明確な根拠

調査請求の有権者署名数については、竹内重年熊本大学教授(当時)が、逐条コメントで「ルーズにすると濫用のおそれがあり、厳しく要求すると調査請求の機能が制限されることを留意し、有権者の200分の1と定めた」とその根拠を明らかにしています。

## 「調査請求」で政治倫理の確立に貢献

市民の「調査請求」により、これまで、審査会が3回開催されました。該当する議員に、「辞職勧告」や「議会での反省意見表明」を勧告しました。そのことが、「公園土地購入の公正な順位決定」「随意契約の是正」「市職員人事への口利き禁止」など政治倫理の確立に止まらず、公正な市政確立に大きな役割を發揮しました。

## パブリックコメント期間

4月2日～5月1日

「熊本市政治倫理条例改正案」にあなただけの声をお寄せ下さい。意見を取りまとめ、修正等を行い、6月議会に提案される予定です。

意見の提出先・提出方法：fax番号096-324-3284  
郵送：〒860-8601 熊本市議会事務局議事課行  
メール：gikaigiji@city.kumamoto.lg.jp